

国民健康保険税の改正

▶ 問合せ 税務会計課 ☎ 25-3262

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、加入者が保険税を納め、医療費の負担を支え合う制度です。このたび、県内の国保税率統一に向けて資産割率の引き下げを行います。また、国の改正にともない賦課限度額の引き上げや法定軽減措置の対象を拡大します。

令和6年度の保険税率および税額

群馬県では将来の国保税率統一に向けて準備しており、資産割の廃止を目指しています。今年度、昭和村では医療分の資産割率を20%から15%へ引き下げ、それ以外は据え置きとします。

保険税率の改正点

区分	所得割率	資産割率	均等割額	平等割額
医療分	6.9%	<u>15.0%</u>	23,500円	26,000円
支援分	2.7%	5.0%	10,500円	10,500円
介護分	1.9%	4.0%	9,000円	9,000円

賦課限度額が106万円へ

税額の上限を賦課限度額といいます。国民健康保険事業の円滑な運営を行うため、上限額が2万円引き上げとなり、一世帯あたりの賦課限度額が106万円となります。

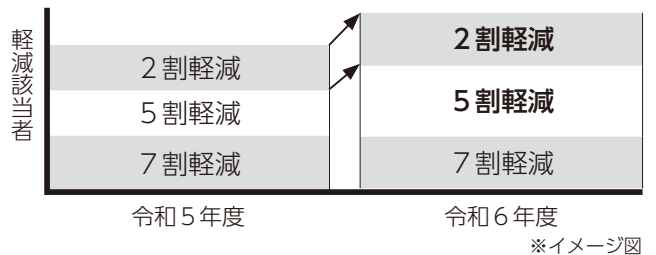
賦課限度額の改正点

区分	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
支援分	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

軽減措置の拡大(法定軽減)

同一世帯所属者の前年の所得の合計が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。5割と2割軽減の対象基準額を引き上げることにより軽減対象が拡大となります。

※法定軽減の申請は不要です。未申告者がいる世帯は、軽減措置の対象となりませんのでご注意ください。



軽減措置(改正前)

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計で判定
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) ※1
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (29万円×国保加入者の数) ※1 ※2
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (53万5千円×国保加入者の数) ※1 ※2

軽減措置(改正後)

軽減割合	軽減該当条件 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額などの合計で判定
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) ※1
5割軽減(改正)	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (29万5千円 ×国保加入者の数) ※1 ※2
2割軽減(改正)	43万円+10万円×(給与所得者の数-1) + (54万5千円 ×国保加入者の数) ※1 ※2

※1 給与所得者とは、世帯主と国保被保険者(国保から後期高齢者医療保険へ移行された方も含む)のうち、給与収入が55万円を超える者と公的年金等の受給額が65歳未満で60万円を超えるまたは65歳以上で125万円を超える者の数。

※2 国保加入者とは、特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療保険制度へ移行された方)も含みます。